

用地調査等共通仕様書新旧対照表

令和6年4月1日

宮崎県農政水産部

用地調査等共通仕様書（新旧対照表）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
用地調査等共通仕様書	用地調査等共通仕様書
第1章～第7章（略）	第1章～第7章（略）
第8章 消費税等調査	第8章 消費税等調査
第123条（略）	第123条（略）
（調査）	（調査）
第124条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に定める事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。	第124条 土地等の権利者等が消費税法第2条第1項第4号に定める事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。
（1）～（16）（略）	（1）～（16）（略）
<u>（新設）</u>	<u>（17）適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u>
<u>（新設）</u>	<u>（18）適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u>
<u>（17）</u> その他の資料	<u>（19）</u> その他の資料
2 （略）	2 （略）
（補償の要否の判定等）	（補償の要否の判定等）
第125条（略）	第125条（略）
2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「土地改良事業用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（令和元年10月10日付け元農振第1862号農林水産省農村振興局長通知） <u>別添-5、6参考</u> ）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第16号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。	2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「土地改良事業用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（令和元年10月10日付け元農振第1862号農林水産省農村振興局長通知））により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第16号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

改正前

様式第16号

消費税等調査表

		調査者		年月日	
県		郡	町	大字	
調査対象者	住所	県	郡	町	大字
	氏名又は法人・代表者名				
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分		
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日				
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 (新設) (新設) <input type="checkbox"/> その他の資料				

改正後

様式第16号

消費税等調査表

		調査者		年月日	
県		郡	町	大字	
調査対象者	住所	県	郡	町	大字
	氏名又は法人・代表者名				
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分		
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日				
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> <u>適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u> <input type="checkbox"/> <u>適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u> <input type="checkbox"/> その他の資料				

改 正 前

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)

注1 本調査には表-1、表-2及び表-3を添付すること。

2 (略)

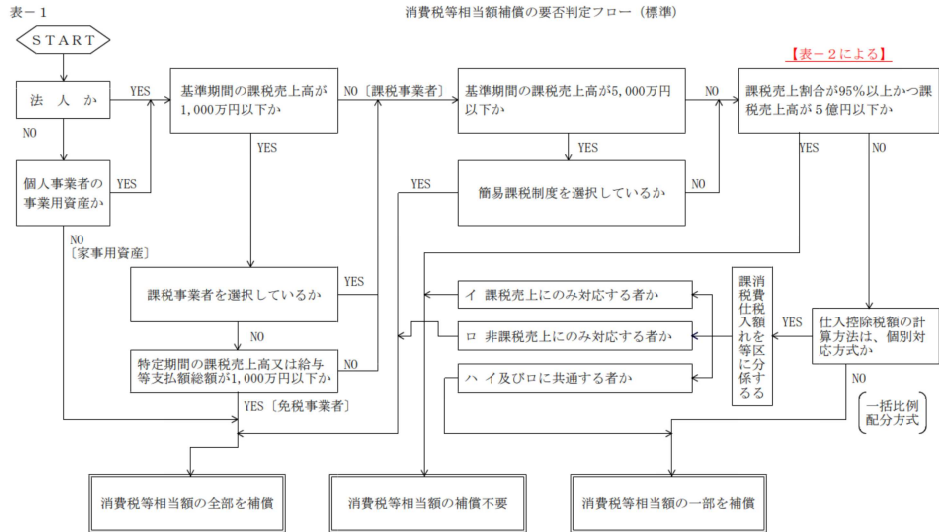
改 正 後

本 則 課 税 事 業 者 関 係	資 料	前年(個人)又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」	<input type="checkbox"/> 有(下記へ) <input type="checkbox"/> 無	
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書 類」の有無及び承認割合について ※ 本資料は補償対象物件が共用(課税・非課税 資産である場合のみ収集する。	<input type="checkbox"/> 有(個別対応方式の共用 資産へ) <input type="checkbox"/> 無(下記へ)	
	補 償 用	① 課税資産の譲渡等の対価の額(税抜き)	_____ 円	
	課 税	② 資産の譲渡等の対価の額(税抜き)	_____ 円	
	事 業	③ 土地買収代金額等 (区分地上権、地役権設定代金を含む)	_____ 円	
	者	補償用課税 売上割合の算出	① _____ 円 _____ = _____ %	
	関	補償用課税 売上割合の率	<input type="checkbox"/> 9.5%以上である <input type="checkbox"/> 9.5%未満である(下記へ)	
	係	補償用課税 売上高の額	<input type="checkbox"/> 5億円超えである(下記へ) <input type="checkbox"/> 5億円以下である	
		採用方式	前年又は事業年度の 「消費税及び地方消費 税確定申告書(控)」	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している (一括比例配分方式へ) <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している (個別対応方式へ)
		個別対応方式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上上のみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上上のみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの(下記へ)
	個別対応方式 の共用資産	二 部 補 償	消費税等相当額×(1-補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合) _____ 円×(1-0. _____) = _____	
	一括比例配分 方式		消費税等相当額×(1-補償用課税売上割合) _____ 円×(1-0. _____) = _____	

注1 本調査表には、表-1又は表-2を添付すること。

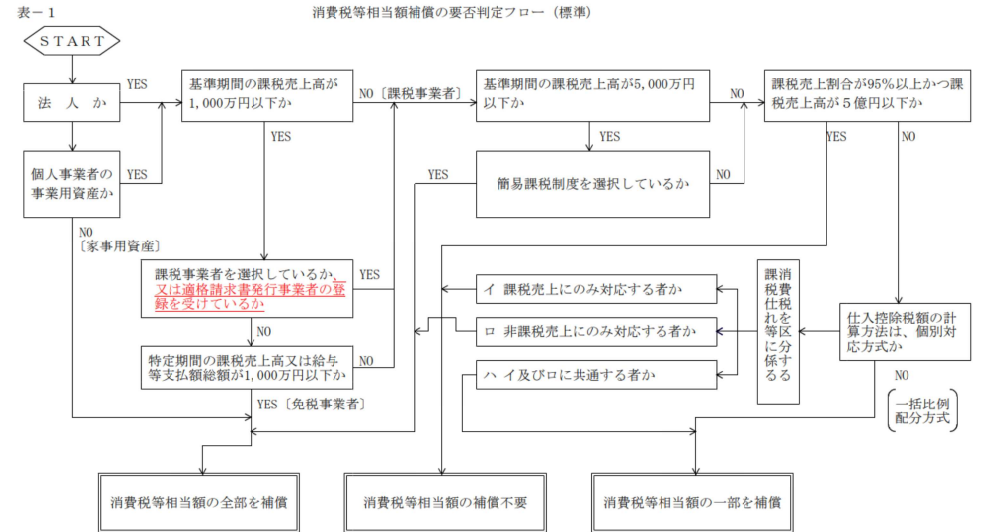
注2 (略)

改正前



- 注1 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 2 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 3 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

改正後



- 注1 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 2 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 3 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

改正前

改正後

表-2

本 則 課 税 事 業 者 関 係	資 料	前年(個人)又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」	<input type="checkbox"/> 有(下記へ) <input type="checkbox"/> 無
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書 類」の有無及び承認割合について ※ 本資料は補償対象物件が共用(課税・非課税 資産である場合のみ収集する。	<input type="checkbox"/> 有(個別対応方式の共用 資産へ) <input type="checkbox"/> 無(下記へ)
	補 償 用	① 課税資産の譲渡等の対価の額(税抜き)	_____ 円
	課 税 上 割 合	② 資産の譲渡等の対価の額(税抜き)	_____ 円
		③ 土地買収代金額等 (区分地上権、地役権設定代金を含む)	_____ 円
	補償用課税売 上割合の算出	① _____ 円	_____ = _____ %
	①/(②+③)	② _____ 円+③ _____ 円	
	補償用課税売 上割合の率	補償用課税 売上割合率	<input type="checkbox"/> 9.5%以上である <input type="checkbox"/> 9.5%未満である(下記へ)
	補償用課税 売上高の額	補償用課税 売上高の額	<input type="checkbox"/> 5億円超えである(下記へ) <input type="checkbox"/> 5億円以下である
	採 用 方 式	前年又は事業年度の 「消費税及び地方消費 税確定申告書(控)」	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している (一括比例配分方式へ) <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している (個別対応方式へ)
個 別 対 応 方 式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上上のみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上上のみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの(下記へ)	
個 別 対 応 方 式 の 共 用 資 産	一 部	消費税等相当額×(1-補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合) _____ 円×(1-0. _____) = _____	
一 括 比 例 配 分 方 式	補 償	消費税等相当額×(1-補償用課税売上割合) _____ 円×(1-0. _____) = _____	

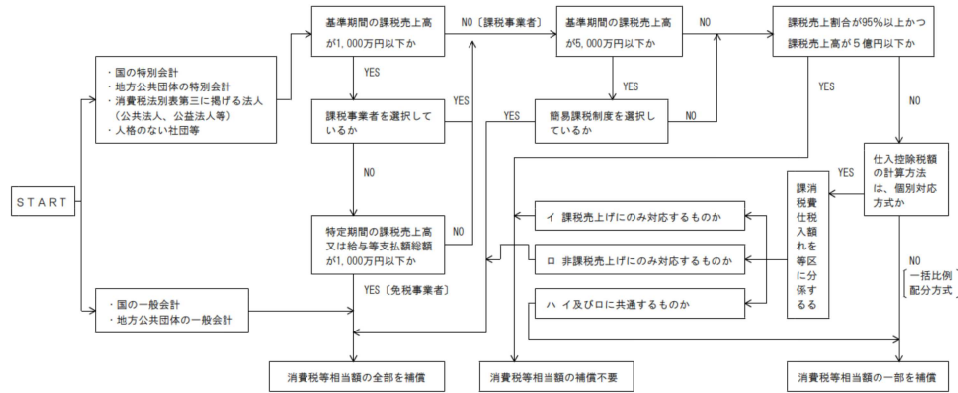
注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

(削る)

改正前

表-3

消費税等相当額補償の要否判定フロー
(国若しくは地方公共団体、消費税別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等の場合)

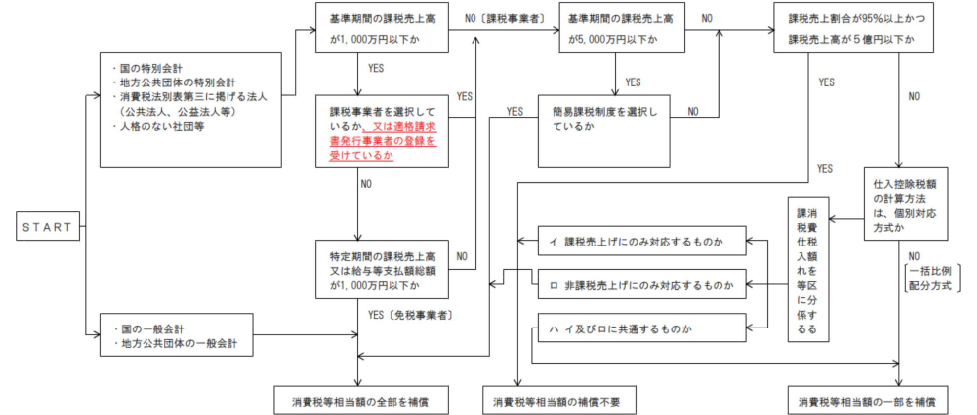


- 注 1 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 2 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 3 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等は、特定収入割合が5%を超える場合には、仕入控除税額が調整される。したがって、調整が行われる場合は、その調整される部分の消費税等相当額の補償が必要となる。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

改正後

表-2

消費税等相当額補償の要否判定フロー
(国若しくは地方公共団体、消費税別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等の場合)



- 注 1 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
 2 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。
 3 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等は、特定収入割合が5%を超える場合には、仕入控除税額が調整される。したがって、調整が行われる場合は、その調整される部分の消費税等相当額の補償が必要となる。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。